

青森市立浪打中学校いじめ防止基本方針

(平成31年4月1日改訂)

青森市立浪打中学校いじめ防止基本方針

平成31年4月1日改訂

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他の理解を深めることを旨として、いじめ防止等の対策を行う。

(1) いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 「青森県いじめ防止基本方針」（平成29年10月改訂）から抜粋

※ 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。（文部科学省）

※ いじめの定義については、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもあるので、その場合もいじめと認知することとする。

(2) いじめの禁止

生徒は、いじめを決して行ってはならない。

(3) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組む。

いじめの認知は、本人、親、友人の誰からの報告であっても、「いじめの事態を心配している人から報告があったこと」とし、いじめの疑いの場合でも、適切かつ迅速に対処し、その再発防止に努める。

2 いじめ防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① いじめの理解

ア いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こりうるものである。また、誰もが

被害者にも加害者にも成りうるものである。

- イ いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係のみならず、はやしたてたりする観衆、見て見ぬ振りをする傍観者の存在にも注意を払わなければならない。
- ウ いじめを温存する集団の構造上の問題（無秩序、閉鎖性）にも十分注意しなければならない。

② 学校におけるいじめ防止

- ア 生徒の心を善導する生徒指導として、カウンセリングマインドによる対話と、個に合った柔軟な支援・指導と、弱い者や卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- イ 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育や特別活動の充実を図る。特に、長期休業明けの道徳や学級活動等において、いじめの防止等に関わる価値項目や内容項目等を重点的に学習できるよう、年間計画に位置付ける。（8月、1月）
- ウ 生徒の居場所づくり、絆づくり（人間関係づくり）に向けて、**Aomori マラソンボランティア活動（7月）**や職場体験（8月）、地域防災訓練でのボランティア活動（10月）等、体験活動等の充実を図る。
- エ 保護者並びに地域住民、その他の関係者との連携（健全育成協議会開催・その他行事への招待等）を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う活動に対する支援を行う。（**あいさつ運動、全校朝会等での呼びかけ**）
- オ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、その他、必要な措置として、人権について考える作文や集会等を実施する。
- カ 全ての生徒が授業に参加でき、授業を通して自己有用感を味わわせることができるよう、授業公開週間や道徳週間を通して、全ての教員がお互いの授業を参観し合い、授業改善に取り組む。年3回（6月、11月、2月）

③ いじめの早期発見のための措置

- ア いじめを早期に発見するため、在籍生徒に定期的な調査を実施する。
 - ・ いじめアンケート調査 **※毎月1回**
 - ・ **心の健康度アンケート調査** **※長期休業中後半**
 - ・ 教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査 **※年3回（7月、8月、12月）**
- イ 毎時間の巡回により状況を把握し、異常を察知する。
- ウ 生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行う。
 - ・ スクールカウンセラーの活用
 - ・ いじめの相談窓口（いじめ防止推進教師）の設置
- エ いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。（7月、12月、**必要に応じて職員会議後に**）

④ インターネットを利用して行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他の情報の特性を踏まえて、インターネットを利用して行われるいじめを防止するとともに、効果的に対処できるよう、必要な啓発活動として、情報モラルに関する研修会等を行う。

※情報モラル教室は毎年7月に実施

(2) いじめ防止等の対策のための組織の設置

いじめ防止等を効果的に行うため、次の機能を担う会議を設置し、開催する。

① 「いじめ防止生徒指導会議」

【構成員】

校長、教頭、教務主任、いじめ防止推進教師（生徒指導主事）、学年主任、特別支援コーディネーター、養護教諭

【活動】

- ・ 毎日の観察、巡回の状況の確認
- ・ 問題の発芽とその対処・対策についての協議、共通理解
- ・ いじめ防止推進教師（生徒指導主事）は、いじめと疑われる事案について内容を仕分けし、いじめの認定について検討する。

【開催】

原則として、毎週行われる「主任会」後に開催する。

② 「いじめ防止対策委員会」

【構成員】

校長、教頭、教務主任、学年主任、いじめ防止推進教師（生徒指導主事）、特別支援コーディネーター、関係学担、養護教諭、スクールカウンセラー、PTA会長

【活動】

- ・ いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ・ いじめ防止に関すること
- ・ いじめ事案に対する対応に関すること
- ・ いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめ問題に関する生徒の理解を深めること

【開催】

原則として、学期1回開催とし、いじめ重大事案発生時は緊急開催とする。

(3) いじめに対する措置

- ① いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ② いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ③ いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための対応が必要と認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ④ いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じる。
- ⑤ いじめ事案について、「いじめの対応報告シート」（いじめの認知及び初期対応後、随時）と「いじめの状況報告書」（毎月）を教育委員会に提出し、報告する。
- ⑥ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(4) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余

儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、青森市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(5) 学校評価における留意事項

いじめを隠ぺいせず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見に関する調査等の取組の評価に関すること
- ② いじめの再発を防止するための該当生徒との面談等の取組に関すること

3 留意事項

(1) いじめにつながる危険があるため見逃してはいけない行為

- ① 『見逃してはいけない行為』
 - ・ 悪口や中傷 : わざと聞こえるような悪口、中傷した手紙を机等に入れるなど
 - ・ 集団から排除する : 特定の人の意見を無視する、遊びに入れない、机や物を触らないなど
 - ・ 物隠し : 上履きを隠す、特定の人の持ち物をゴミ箱に入れる、作品を壊すなど
 - ・ 強要 : 借りた物を返さない、金銭を強要する、無理やり買わされるなど
 - ・ 暴力 : 遊ぶふりをして殴る・蹴る、すれ違う時にぶつかるなど
- ② 『ネット上のいじめ』
 - ・ メールやSNS等への、誹謗中傷する内容の書き込みや個人情報の勝手な掲載、ネット上のなりすましなど

(2) 生徒の変化・チェックリスト

① いじめられている生徒の変化

番号	項目	チェック
1	朝なかなか起きてこない、登校を渋る。遅刻が多くなる。	
2	元気がない、食欲がない、眠れない、よくため息をつく。	
3	ぼんやりしたり、ふさぎ込んだりしている。	
4	口数が少なくなる、学校や友だちの話を避けるようになる。外に出たがらない、部屋に閉じこもる。	
5	学習意欲が低下する。	
6	「クラスをかわりたい」「転校したい」などこぼすようになる。	
7	おどおどしたり、いらいらしたり、不安定な精神状態になる。	

8	急に甘えてきたり、はしゃいだりする。	
9	友だち関係が変化し、誘い、呼び出し、外出が頻繁になる。	
10	服が破れたり汚れたりしていて、その理由を言いたがらない。	
11	あざやかすり傷があり、聞くと「転んだ」などと説明する。	
12	持ち物等に落書きや汚れ、破損等が見られる。	
13	買い与えた覚えのない物を持つ、大切にしていた物がなくなる。	
14	刃物などを持ち歩くようになる。	
15	「自分はダメだ」「死にたい」などと話すことがある。	
16	携帯電話に入る連絡に過剰に反応する、または出ようとしな	
	い。	

② いじめている生徒の変化

番号	項目	チェック
1	暴力的な言動が目立つ。	
2	お金の使い方が派手になる。	
3	時間にルーズになる。	
4	普段持っていない物を持つようになる。	
5	友だちを中傷する言動が目立つ。	

(3) 生徒の変化に気付いたときの対応

① いじめられている生徒には

- ・ 話を聞く。特に、心の痛みを十分に聞き取る。
- ・ 「絶対にあなたを守る」という姿勢を伝える。
- ・ どう解決していくか、一緒に考える。
- ・

② いじめている生徒には

- ・ 相手にどんな思いをさせているかを気付かせる。
- ・ 本人の心配や悩みにも耳を傾ける。
- ・ 不安定な状態を乗り越える方法を一緒に考える。
- ・

③ いじめを知っている生徒には

- ・ 「面白がる」「止めない」「見て見ぬふり」も、よくないことだと気付かせる。